

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 港湾施設の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)……………一
- 港湾施設の供用開始 (二件)……………(同)……………一
- 東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等……………(同)……………一
- 東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設……………(同)……………二
- 東京都港湾管理条例の規定に基づく客船ターミナル施設の級別の指定……………(同)……………二
- 警備員等の検定の実施 (四件)……………(同)……………三
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (四件)……………(同)……………三
- 海の森水上競技場の開場時間の変更……………(同)……………三
- パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課……………(同)……………三
- 夢の島公園アーチェリー場の開場時間の変更……………(同)……………三
- カヌー・スラロームセンターの休館日の変更……………(同)……………三
- カヌー・スラロームセンターの開場時間の変更……………(同)……………三
- 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の開場時間……………(同)……………三

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(同)……………三
- (産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(同)……………五
- (下水道局)……………五
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………五

●東京都告示第二百九号

東京都港湾管理条例 (平成十六年東京都条例第九十三号) 第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和元年七月五日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模		所在地	変更年
		変更前	変更後		
客船ターミナル施設	青海客船ターミナル	敷地面積 一八、〇〇八・七	敷地面積 一四、四一〇・六	江東区青海二丁目八番十一号	令和二年七月一日

●東京都告示第二百十号

東京都港湾管理条例 (平成十六年東京都条例第九十三号) 第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和元年七月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第二百十一号

東京都港湾管理条例 (平成十六年東京都条例第九十三号) 第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

令和元年七月五日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模	構造	所在地	開始年

●東京都告示第二百十二号

東京都港湾管理条例 (平成十六年東京都条例第九十三号) 第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

種類	名称	規模	所在地	開始年
栈橋	東京国際クルーズふ頭栈橋	延長三七〇・〇メートル 水深 A・P・(-)一・五メートル	江東区青海二丁目地	令和二年七月一日
同右	同右	延長五七・五メートル	同右	同右
船舶給水施設	東京国際クルーズふ頭船舶給水施設	給水栓九箇所	同右	同右

号)第二十七条第一項第一号に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋、同項第二号に規定する知事が指定する船舶給水施設、同項第三号に規定する知事が指定する客船ターミナル施設の部分及び同条第二項第二号に規定する知事が指定する修繕等は、次のとおりとする。

なお、平成二十九年東京都告示第千三百六十六号（東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等）は、廃止する。

令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事が指定する岸壁及び棧橋

品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋、中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）、有明小型船発着所浮棧橋、青海小型船発着所浮棧橋及び東京国際クルーズふ頭棧橋

二 知事が指定する船舶給水施設

島しょ港湾に設置する船舶給水施設

三 知事が指定する客船ターミナル施設の部分

晴海客船ターミナル、竹芝客船ターミナル、有明客船ターミナル、青海客船ターミナル及び東京国際クルーズターミナル以外の客船ターミナル施設

四 知事が指定する修繕等

船舶の性能検査に伴う修繕

●東京都告示第二百十三号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）別表第四に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋並びに客船ターミナル施設は、次のとおりとする。

なお、平成二十九年東京都告示第千三百六十七号（東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設）は、廃止する。

令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事が指定する岸壁及び棧橋

品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋及び中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）

二 知事が指定する客船ターミナル施設

東京国際クルーズターミナル

●東京都告示第二百十四号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、客船ターミナル施設の級別を次のとおり指定する。

令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

客船ターミナル施設	級別	名称	所在地	指定年月日
東京国際クルーズターミナル	一級	東京国際クルーズターミナル	江東区青海二丁目八番、同所地先及び品川区東八潮二番	令和二年七月一日
晴海客船ターミナル	二級	晴海客船ターミナル	中央区晴海五丁目七番一号	同右
竹芝客船ターミナル	同右	竹芝客船ターミナル	港区海岸一丁目十二番一号、同所同番二号、同所十六番一号及び同所同番三号	同右
芝浦ふ頭通船ターミナル	同右	芝浦ふ頭通船ターミナル	港区海岸三丁目二十	同右

ナル 六番
同右 有明客船ターミナル 江東区有明三丁目十番十三号
同右 青海客船ターミナル 江東区青海二丁目八番十一号

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第79号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月5日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

- 1 検定の実施期日及び時間
 - (1) 学科試験

令和元年10月12日（土曜日）
午前8時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験

令和元年11月16日（土曜日）
午前8時30分から午後4時30分まで
- 2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場
- 3 検定の実施種別

<p>規則第1条第3号の警備業務（以下「雑踏警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間</p> <p>令和元年9月4日（水曜日）及び同月5日（木曜日）の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>令和元年9月11日（水曜日）から同月13日（金曜</p>	<p>日）までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所</p> <p>規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事</p>	<p>証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 13,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>令和元年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>令和元年10月12日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験</p>	<p>●東京都公安委員会告示第80号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p>	

<p>令和元年11月16日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和元年9月2日（月曜日）及び同月3日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和元年9月11日（水曜日）から同月13日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所</p>	<p>規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第81号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する</p>	<p>規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年7月5日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和元年11月16日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和元年12月14日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 60名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和元年10月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）の2日間</p>
---	--	---

<p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和元年10月16日(水曜日) から同月18日(金曜日) までの3日間</p> <p>日) までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>	<p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第82号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間</p> <p>(1) 学科試験 令和元年11月16日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 令和元年12月14日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁畿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第5号の警備業務(核燃料物質等危険物運</p>	<p>搬警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和元年10月9日(水曜日)及び同月10日(木曜日)の2日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 令和元年10月16日(水曜日) から同月18日(金曜日) までの3日間</p> <p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p>
---	---	---

<p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ア) 前(2)のアに該当する者は、住所疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所が明らかとなる書面</p> <p>イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第83号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年7月5日 東京都公安委員会 委員長 渡邊 佳英</p>	<p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和元年9月25日 (水曜日) から同年10月3日 (木曜日) までの7日間 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務 (事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上</p>	<p>1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。) に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。) に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和元年8月21日 (水曜日) 及び同月22日 (木曜日) の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p>
---	---	--

<p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和元年9月9日(月曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和元年9月17日(火曜日)及び同月18日(水曜日)</p>	<p>日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>
<p>●東京都公安委員会告示第84号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡邊 佳英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和元年10月23日(水曜日)から同月30日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所</p>		

<p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務(人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。) 4 講習予定人員 150名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第</p>	<p>2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期日 令和元年9月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申請手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和元年10月4日(金曜日)までの間</p>	<p>午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p>
--	--	--

<p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、住居地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住居地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付日 令和元年10月10日(木曜日)及び同月11日(金曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p>	<p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818)6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p> <p>———</p> <p>●東京都公安委員会告示第85号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和元年11月13日(水曜日)から同月20日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」とい</p>	<p>う。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検</p>
--	---	--

<p>定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和元年10月16日（水曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和元年10月30日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ロ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ハ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ニ) 前記5の(4)のロに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間</p>	<p>令和元年11月6日（水曜日）及び同月7日（木曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第86号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年7月5日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 令和元年11月18日（月曜日）から同月20日（水曜日）までの3日間 午前9時から午後5時まで</p>
--	--	---

<p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務（運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業</p>		<p>務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 令和元年10月17日（木曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p>		<p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和元年10月30日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p>
---	--	---	--	--

公 告

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

海の森水上競技場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、海の森水上競技場の施設の開場時間を次のように変更する。
令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名「期日及び開場時間

(一) 競技コース、会議室、ラウンジ、ドーピングコントロール室、食堂、艇庫及び更衣室

ア 令和元年八月一日から同月三日まで
午前七時三十分から午後七時まで

イ 令和元年八月四日から同月十一日まで
午前六時から午後九時まで

ウ 令和元年九月一日から同月六日まで及び同月十二日から同月十五日まで
午前七時三十分から午後七時まで

(二) 水門

令和元年八月一日から同月十一日まで、同年九月三日から同月六日まで及び同月十二日から同月十五日まで
午前零時から午後十二時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

夢の島公園アーチェリー場の開場時間の変更
について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、夢の島公園アーチェリー場の施設の開場時間を次のように変更する。
令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) 多目的広場

令和元年七月十一日から同月十八日まで
午前七時から午後九時まで

(二) 倉庫

令和元年七月十九日から同月二十五日まで及び同年九月十五日から同月三十日まで
午前八時から午後五時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

カヌー・スラロームセンターの休館日の変更
について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、カヌー・スラロームセンターの施設の休館日を次のように変更する。
令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

会議室、艇庫及びトレーニングルーム

二 期日

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

8 受講料納入手続
(1) 受講料納入の受付期間
令和元年11月6日（水曜日）及び同月7日（木曜日）の2日間

(2) 受付場所
台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料
14,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070

三 理由
 休館 令和元年七月六日から同年九月三十日まで
 管理棟の工事のため

カヌー・スラロームセンターの開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、カヌー・スラロームセンターの施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施設名
競技施設
- 二 期日
令和元年七月六日
- 三 開場時間
午前七時から午後五時まで
- 四 理由
使用者の利便性の向上のため

大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年七月五日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 期日及び開場時間
 (一) 令和元年八月十二日から同月二十一日まで
 午前七時から午後十時まで
 (二) 令和元年九月一日から同月三十日まで
 午前七時から午後九時まで
 - 二 理由
 使用者の利便性の向上のため

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年七月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和元年七月五日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 店舗名
パークシティ武蔵小山ザモール
 - 二 店舗所在地
品川区小山三丁目十五番一号
 - 三 設置者名
武蔵小山パルム駅前地区市街地再

開発組合

品川区小山三丁目二十六番九号駅
サイドビル六階

株式会社ローソンほか未定

- 四 設置者住所
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称
- 六 新設をする日
- 七 店舗面積の合計
- 八 駐車場の位置及び収容台数
- 九 駐輪場の位置及び収容台数
- 十 荷さばき施設の位置及び面積
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 十二 小売業を行う者の開店時刻
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 十七 届出日
- 十八 縦覧場所

- 品川区小山三丁目二十六番九号駅
- 株式会社ローソンほか未定
- 令和二年三月一日
- 三千二百平方メートル
- 店舗内 二十四台
- 店舗内 二百五十一台
- 店舗内 百三十四平方メートル
- 店舗内 二十・三七立方メートル
- 午前九時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業
- 午後九時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業
- 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 一か所 店舗東側
- 午前六時三十分から午後九時三十分まで
- 令和元年六月二十日
- 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番

<p>十九 縦覧期間 令和元年七月五日から同年十一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年七月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和元年七月五日</p>	<p>一 店舗名 南砂町ショッピングセンターSU NAMO</p> <p>二 店舗所在地 江東区新砂三丁目四番三十一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p>	
<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか五十八名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエーほか五十一名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社シゲマツほか六名</p> <p>八 変更前の小売業者の住所 中央区日本橋堀留町一丁目八番十一号(株式会社シゲマツ)ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区博労町四丁目二番七号(株式会社シゲマツ)ほか</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 土屋 裕雅(株式会社カインズ)ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 高家 正行(株式会社カインズ)ほか</p> <p>十二 変更日 平成三十一年四月十一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和元年六月六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和元年七月五日から同年十一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西富久地区市街地再開発事業商業施設計画</p> <p>二 店舗所在地 新宿区富久町十七番二号ほか</p> <p>三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社ほか四名</p>	<p>一 店舗名 NA MO</p> <p>二 店舗所在地 江東区新砂三丁目四番三十一号</p> <p>三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号</p>	
<p>四 設置者住所 千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号ほか</p> <p>五 変更を行った設置者名 芙蓉総合リース株式会社</p> <p>六 変更前の設置者の代表者名 佐藤 隆</p> <p>七 変更後の設置者の代表者名 辻田 泰徳</p> <p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社日本王乳センターほか七名</p> <p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社日本王乳センターほか六名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社セブニーイレブン・ジャパンほか二名</p> <p>十一 変更前の小売業者の代表者名 井阪 隆一(株式会社セブニーイレブン・ジャパン)ほか</p> <p>十二 変更後の小売業者の代表者名 古谷 一樹(株式会社セブニーイレブン・ジャパン)ほか</p> <p>十三 変更日 平成三十一年三月二十六日ほか</p> <p>十四 届出日 令和元年六月六日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 令和元年七月五日から同年十一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に</p>	<p>一 店舗名 西富久地区市街地再開発事業商業施設計画</p> <p>二 店舗所在地 新宿区富久町十七番二号ほか</p> <p>三 設置者名 芙蓉総合リース株式会社ほか四名</p>	

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 品川プリンスホテル

二 店舗所在地 港区高輪四丁目十番三十号

三 設置者名 株式会社プリンスホテル

四 意見

ア 聴取者 港区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和元年六月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和元年七月五日から同年八月五日まで。
ただし、東京都の休日に関する条例(平
成元年東京都条例第十号)に定める休日
を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に
ついて

ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都
指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつ
たので、同規程第七条の規定により公告する。

令和元年七月五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年 指定番号 新商号又は旧商号又は
月日 指定番号 は名称 名称 事業所
所在地

平成三 五四九三 株式会社 有限会社阿 足立区西伊
十一月 AWA 波建設 興一丁目十
四月十 八番二十一
八日 号

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新事業所
月日 指定番号 名称 所在地 旧事業所
所在地

平成三 五四二二 株式会社 清瀬市中清 清瀬市下清
十一月 Y's 戸五丁目二 戸四丁目四
四月十 work 十四番地三 百四十番地
二日 s 十五 プライム
アセット下
清戸三ーB

同月十 五四九三 株式会社 足立区西伊 荒川区東尾
八日 AWA 興一丁目十 久三丁目十
八番二十一 五番八号
ハイムK一
〇一

三 代表者を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は 新代表者名 旧代表者名
月日 指定番号 名称 名称

平成三 二二三二 有限会社 仲摩 修世 仲摩 忠晴
十一月 仲摩工業 所

同月二 〇九三四 株式会社 加藤 考二 芝 利昭
十二月 大氣社

同月二 二二八九 日成設備 中嶋 雄樹 大河原晴幸
十四日 株式会社

同日 〇五五九 株式会社 川野 茂 北村 眞隆
協和日成

東京都指定排水設備工事事業者の指定につ
いて

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九
号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者
を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事
業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七
条の規定により公告する。

令和元年七月五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

一 指定した事業者

指定番号 商号又は 代表者 事業所所在地
名称

五六〇二 オザワ総 小澤 正明 稲城市坂浜五百四十
合設備 三番地の三

五六〇三 市原工業 市原 幸也 江東区木場六丁目八
所 番十三号

五六〇四 共栄バル 清水 貢 板橋区高島平五丁目
工業株 式会社 六番十一号

五六〇五 株式会社 土屋 孝広 練馬区大泉町二丁目
一心 四十七番二十号

五六〇六 With 木村 讓児 墨田区両国三丁目八
Natur 番八号 第二丸山ビ
re合同 ル二C
会社

五六〇七 株式会社 澤 淳司 小金井市貫井南町一
工業 丁目一番九号

五六〇八 株式会社 溝口 昇英 調布市染地三丁目一
エムアイ 番地千二百三十五

ティープ
ラン

五六〇九 株式会社 伊勢亀雄輔
エブリー 荒川区東尾久六丁目
二十六番十六号 早
川ビル一階

二 指定年月日
令和元年五月十五日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

